

団体協約の必要を理解せしめ團体協約の締結をするべきである。實に團体協約權の主張は健實なる労働組合及健全なる労働組合主義の發達の爲めの基本にして企業家若し産業協力と産業發達を望むならば即時協力すべきである。

実行方法

イ 各組織工場に對して團体交渉權の確認運動を起す事

ロ 其の外具体的な實行方法は理事會一任

團体協約締結案

一 何々會社又は何々工場從業員は原則として日本労働組合總聯合大阪電球労働組合員たる事

一 何々會社何々工場は日本労働組合總聯合大阪電球労働組合(又は何文部)を公認し團體交渉權を認めらる事

一 何々會社又は何々工場は從業員の雇入解雇に對しては組合と協議の上決定する事

一 何々會社又は何々工場は從業員の労使條件改廢に對しては組合と協議の上決定する事

一 何々會社又は何々工場は出來得る限り從業員を優遇し組合は作業能率増進に努める事

組織擴大強化に關する件

第四十五藤文部

主文

吾々は電球産業に從事する未組織労働者の獲得運動を積極的に行ふ理由

吾が大阪電球労働組合は大阪に於ける電球産業に從事する労働者の城等である。吾等の城塞は電球産業労働者の城塞たらしめねばならない。今日の如き労働條件引下げに依り又は労働者の生活無視の上に其の生産制限を以て事とせる情勢下に於て労働者の未組織のまゝに放任する